

事務連絡
平成28年4月25日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障害福祉課
精神・障害保健課

平成28年熊本地震により被災した障害者等に対する支給決定等について

この度の平成28年熊本地震（以下「当該災害」という。）により、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村（以下「被災市町村」という。）において被災した障害者又は障害児の保護者（以下「被災障害者等」という。）に対する支給決定等については、下記のような取扱いとなりますので、管内市町村、障害福祉サービス等事業者、指定自立支援医療機関等への周知をよろしくお願いいたします。また、介護給付費等の取扱いについて、別添1のとおり疑義解釈をまとめましたので、当該疑義解釈につきましても、管内市町村、障害福祉サービス等事業者等への周知をよろしくお願いいたします。

併せて、避難所等で生活されている障害者（児）の皆様及び事業者の皆様向けにリーフレットを別添2のとおり作成いたしましたので、管内市町村、障害福祉サービス等事業者等への周知をよろしくお願いいたします。

記

I. 障害福祉サービス等関係

1. 他の市町村に避難した被災障害者等に対する支給決定について

(1) 当該災害の被災により避難先の市町村の区域内に居住地を有するに至った被災障害者等に係る介護給付費等の支給決定については、避難先の市町村において、現行のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条から第22条までの規定、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の5から第21条の5の7までの規定等に基づき行うものであること。補装具費の支給についても同様であること。

また、当該災害の被災により他の都道府県（指定都市及び児童相談所設置

市を含む。以下同じ。)の区域内に居住地を有するに至った障害児の保護者に係る障害児入所給付費の支給決定についても、避難先の都道府県において、児童福祉法第24条の2及び第24条の3の規定等に基づき行うものであること。

- (2) (1)の取扱いの際、被災市町村又は被災市町村が属する都道府県(以下「被災市町村等」という。)において現に支給決定を受けている被災障害者等に係る支給決定の内容、障害支援区分等については、避難先の市町村又は都道府県において当該被災市町村等に確認すること。

ただし、被災市町村等に確認できない場合は、受給者証等の確認、被災障害者等に対する聞き取りなどの結果等を勘案して支給決定を行われたい。

- (3) 一時的な避難の場合など居住地が依然として被災市町村等にあると認められる場合における支給決定については、当該被災市町村等が行うものであること。この場合において、市町村審査会を開催できない等の事情により、通常の手続きをとることができないときは、既存の資料を活用するとともに、被災障害者等に対する聞き取りなどの結果等を勘案して支給決定を行われたい(支給決定の変更をする場合も同様の取扱いとする)。

なお、支給決定の有効期間及び障害支援区分認定の有効期間については、別途連絡する。

- (4) また、障害支援区分認定者の転出入の際の障害支援区分認定証明書の取扱いについては、支給決定通知において示しているが、被災地から転出した障害支援区分認定者が転入先市町村に提出する障害支援区分認定証明書について、転出元市町村が当該証明書を発行することが困難な場合においては、転入先市町村は、改めて認定調査及び市町村審査会における審査判定手続きを経ることなく、被災障害者等からの聞き取りの結果等を勘案して、障害支援区分を認定しても差し支えない。

- (5) 被災障害者等につき緊急にサービスの提供が必要な場合については、市町村又は都道府県は、必要なサービスを速やかに提供するため障害者総合支援法第30条の規定による特例介護給付費等や児童福祉法第21条の5の4の規定による特例障害児通所給付費を支給することができることとされているので留意されたい。

なお、やむを得ない事由により介護給付費等又は障害児通所給付費及び障害児入所給付費の支給を受けることが著しく困難であると認められる場合は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法第21条の6若しくは第27条第1項第3号の規定による措置を採ることができることとされているので留意され

たい。

- (6) 当該災害においては、被災市町村における対応が困難である場合も想定されることから、居住地の扱い等については、別添3「平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に関する住民基本台帳事務の取扱いについて（通知）」（平成28年4月19日付総行住第88号）により、転出証明書を提出できない者についても一定の手続きで転入届を受理することとされていることも踏まえ、関係市町村相互に十分連携の上、柔軟に対応されたい。

2. 受給者証等の提示について

当該災害の被災により受給者証又は施設受給者証（以下「受給者証等」という。）を紛失し又は家屋に置いたまま避難している等の事情があり受給者証等を提示することができない場合には、障害者総合支援法第29条第2項ただし書又は児童福祉法第21条の5の7第10項及び第24条の3第7項ただし書の規定により受給者証等を提示しなくても指定障害福祉サービス等又は指定通所支援及び指定入所支援を受けることができるものであること。

この場合、サービス事業者等においては、受給者証等を交付している被災市町村等に当該被災障害者等に係る支給決定の内容について確認されたい。

ただし、サービス事業者等において被災市町村等に確認することができない場合には、当該被災障害者等から、受給者証等の交付を受けている者であること、氏名、生年月日、居住地及び支給決定の内容を聞き取ることにより、指定障害福祉サービス等又は指定施設支援を提供することとして差し支えない。

なお、被災により受給者証等を紛失した被災障害者等に対しては、上記の取扱いについて周知するとともに、可能な限り速やかに再交付申請を行うよう勧奨されたい。

II. 自立支援医療関係

1. 他の市町村等に避難した被災障害者等に対する支給認定について

- (1) 被災障害者が当該災害の被災により避難先の市町村等の区域内に居住地を有するに至った場合、育成医療及び更生医療については、避難先の市町村において、精神通院医療については、避難先の都道府県及び指定都市において、障害者総合支援法第52条から第54条までの規定等に基づき支給認定を行うこととする。

また、精神通院医療の申請書は居住地の市町村を経由することとしているが、この取扱いについても、避難先の市町村を経由すること。

なお、この場合、支給認定の申請の際に添付することとされている世帯の

所得の状況等が確認できる資料等の書類については、実情に即した弾力的な対応として差し支えないものとする。

- (2) 一時的な避難の場合など居住地が依然として避難元の市町村（精神通院医療は都道府県及び指定都市と読替える。以下同じ。）にあると認められる場合、当該避難元の市町村が支給認定を行うこととする。この場合において、通常の実給認定を行うことができないときは、既存の資料を活用するとともに、被災障害者等に対する聞き取りなどの結果等を勘案して支給認定を行われない（支給認定の変更をする場合も同様の取扱いとする）。

なお、支給認定の有効期間については、別途連絡する。

- (3) 新規申請に係る有効期間の始期の取扱いについては、当該災害の影響により申請を行うことが相当期間困難であったと認められる場合に限り、市町村の判断により、申請日又は医師の意見書（診断書）作成日を有効期間の始期とする取扱いをしても差し支えない。

なお、更生医療については、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者の要件があることから、有効期間の始期の取扱いに注意すること。

- (4) 被災障害者等に対する支給認定に当たっては、必要な自立支援医療が円滑に提供されるよう、関係市町村相互に十分連携の上、柔軟に対応されたい。

2. 受給者証の提示等について

「平成28年熊本地震による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(平成28年4月15日付け厚生労働省健康局総務課ほか事務連絡)に基づき実施すること。

(参考：事務連絡抜粋)

自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、医療機関において自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

3. 利用者負担の猶予等について

別添4「平成28年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」(平成28年4月22日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)、別添5「平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その2)」(平成28年4月22日付け厚生労働省保険

局医療課事務連絡)、別添6「平成28年熊本地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」(平成28年4月22日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡)により、医療保険における一部負担金等の取扱いが示されている。

平成28年熊本地震に伴う介護給付費等
(療養介護医療費、障害児通所給付費及び障害児入所給付費等を含む。)の取扱いについて

1. 平成28年熊本地震による災害発生に伴い、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、旧法身体障害者更生援護施設、旧法知的障害者援護施設、障害児通所支援及び障害児入所施設において定員を超過して被災障害者等を受け入れた場合、定員超過利用減算を適用しないことが可能か。

(答)

定員超過利用減算を適用しない取扱いが可能である。また、共同生活援助において、被災障害者等を受け入れたことにより大規模住居に該当することとなった場合についても、大規模住居減算を適用しない取扱いが可能である。

2. 被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合については、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことが可能か。

(答)

減額措置を適用しないことが可能である。なお、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算(人員配置体制加算等)や、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算(福祉専門職員配置等加算等)についても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応を可能とする。

また、世話人等の配置状況に応じて設定される共同生活援助等の基本報酬についても、従前の(派遣前の配置人数に基づく)報酬の算定を可能とする。

3. 避難所において居宅サービスを受けた場合、介護給付費等が算定できるのか。

(答)

「災害により被災した要援護障害者等への対応について」(平成27年1月15日付け厚生労働省・社会局障害保健福祉部企画課ほか事務連絡)において連絡したとおり、避難所等で生活している者に対して居宅サービスを提供した場合、介護給付費等の算定が可能である。

4. 被災等のために障害者支援施設、グループホーム等の入所者等が、一時的

に別の障害者支援施設、グループホーム等に避難している場合、介護給付費等はどのような取扱いとすればよいのか。

(答)

被災等のため、別の施設等の定員を超過するなどして、入所等した場合は、避難先の施設等において介護給付費等を請求する取扱いとなる。

仮に、別の施設等に一時避難する場合であって、提供しているサービスを継続して提供できていると判断した場合においては、避難前の施設等において介護給付費等を請求し、その上で、避難先の施設等に対して、必要な費用を支払うなどの取扱いとされたい。

5. 被災等のために障害者支援施設、共同生活援助等の入所者が、一時的に別の医療機関に避難している場合、介護給付費等はどのような取扱いとすればよいのか。

(答)

一時避難であれば、従前（避難前）の介護給付費等を従前の施設等が請求する取扱いとする。その上で、従前の施設等から避難先の医療機関に対して、介護給付費等を支払うなどの取扱いとされたい。

6. 被災等のため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等が全壊等により、施設等の介護職員等及び利用者が避難所等に避難し、介護職員等が避難所にいる利用者に対し、障害福祉サービスを提供した場合、従前どおり介護給付費等を請求できるか。

(答)

施設等において提供している障害福祉サービスを継続して提供できていると判断できれば、介護給付費等を請求することは可能である。

なお、施設等の入所者等の中には医療必要度の高い方もいることが想定されるため、できるだけ、適切なサービスを提供できるよう受入れ先等の確保に努めていただきたい。

7. 障害福祉サービス事業所等が全半壊し、これに代替する仮設の建物等を利用してサービスの提供を行う場合、当該サービス提供にかかる費用を介護給付費等として請求することは可能か。

(答)

障害福祉サービス事業所等の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設障害福祉サービス事業所等」という。）においてサービスを提供する場合、当該仮設障害福祉サービス事業所等において提供するサービ

スト、これまで提供していたサービスとの間に継続性が認められる場合、介護給付費等として請求することが可能である。

8. 職員が、被災地で健康相談等のボランティアを行った場合により出勤できなかったケースについて、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことが可能か。

(答)

減額措置を適用しない取扱いが可能である。なお、日中活動サービス事業所の看護職員については、不在の場合であっても、他の医療機関や事業所等の看護職員と緊密な連携を図る等の対応を図るよう努めること。

9. 居宅介護等の特定事業所加算の算定要件である、定期的な会議の開催等やサービス提供前の文書等による指示・サービス提供後の報告について、被災地等においては困難を生じる場合があるが、取扱い如何。

(答)

今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たせなかった場合についても、当該加算の算定は可能とする。

10. 平成28年熊本地震の影響により、サービス提供量が増加した場合等の特定事業所加算に関する割合の計算方法及び居宅介護等のサービス提供責任者の配置基準の取扱い如何。

(答)

今般の被災等の影響により、介護職員等の増員や新規入所者の受入れ、サービス提供回数の増等を行った事業所については、特定事業所加算を有資格者割合や重度障害者等の割合の計算及び配置すべきサービス提供責任者の員数の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出する取扱いを可能とする。

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

- ・氏名
- ・生年月日
- ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受け ることができます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

※ 上記の取扱いは、地震発生後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費や自立支援医療等の取扱いについても同様です。

じゅきゅうしゃしょう

受給者証などがなくても



平成 28 年 4 月

しょうがいふくし

つか

障害福祉サービスを使うことができます。

じゅきゅうしゃしょう

う

1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていけば、 名前、 生年月日、 住所を 言えば、 サ
ービスを受けることができます。

いま

つか

じぎょうしょ

う

2. 今まで使っていなかった 事業所からも サービスを受けられます。

いま

りょうりょう

はら

りょうりょう

3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに 支払わなくて 大丈夫です。

しちょうそん じぎょうしょ まどぐち そうだん くだ
市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しょくじだい
※食事代などは これまでどおりです。

あたら

ひつよう

ばあい

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスを か 変える 場合は 市町村の 窓口で 相談して下さい。

じしん たいへん とくべつ てつづ かんたん
地震で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

※ 地震の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。

※ 補装具費、自立支援医療も 同じです。

総行住 8 8 号
平成 28 年 4 月 19 日

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に関する住民基本台帳事務
の取扱いについて (通知)

平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震の被災により、災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) の適用を受けた地域 (以下「被災地域」という。) の住民が貴都道府県内の市区町村に転入するに当たって、転出証明書を提出できない場合も想定されます。

この場合には、下記により取り扱うことが適当と考えられますので通知します。

この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。) 第 22 条第 1 項及び住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政令第 292 号) 第 22 条の規定に基づき、法第 22 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項のほかに、届出をする者の出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示 (外国人住民にあっては、出生の年月日、男女の別、法第 30 条の 45 に規定する国籍等及び同条の表の下欄に掲げる事項) を転入地の市区町村に届け出させることにより、転入届を受理して差し支えないこと。ただし、戸籍の表示 (外国人住民にあっては、法第 30 条の 45 の表の下欄に掲げる事項) については、本人が記憶又は記録していない場合には、届け出ることができなくてもやむを得ないものとする。
- 2 1 の場合には、転出証明書により転入届に記載された事項の確認を行うことができないことから、住民基本台帳事務処理要領第 4-2-(2)-エ-(7) により、戸籍と照合し、又は他市区町村に本籍を有する者については、当該本籍地市区町村に戸

籍の記載事項について照会する等の方法（外国人住民にあっては、在留カード等の記載と照合し、又は法務省入国管理局に照会する等の方法）により、その事実を確認した上、住民票の記載を行うことが適当であること。

- 3 1及び2の住民基本台帳に関する事務の処理に関し、住民に係る氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称）、出生の年月日、前住所地、個人番号及び住民票コードの確認等を行うに当たっては、法第30条の10第1項第3号及び第30条の12第1項第3号の規定により、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を適切に活用すること。
- 4 2について、本籍地市区町村も被災地域であり、戸籍の記載事項について照会を行うことが困難である者については、当面、下記のとおり取り扱うこととして差し支えないものであること。
 - (1) 被災地域の住民であった者から、法第22条第1項第1号から第6号までに掲げる事項並びに届出をする者の出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示を届け出させ、3のとおり必要に応じ住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報で確認をした上で、当該届出に基づき住民票の記載をすること。
 - (2) なお、(1)の方法により、住民票の記載をした場合には、戸籍との照合が可能となった段階で、できる限り速やかに、本人の氏名、出生の年月日、戸籍の表示等について確認を行うことが適当であること。
- 5 1により転入届を受領した場合において、法第9条第1項に基づく転出地の市区町村長への通知を当該市区町村長が受領できないとき、又は法第19条第1項に基づく本籍地の市区町村長への通知を当該市区町村長が受領できないときには、転出地の市区町村長又は本籍地の市区町村長においてこれらの通知を受領することができる状況になるまでの間、転入地市区町村長において通知を留保すること。

ただし、転出地の市区町村又は本籍地の市区町村が災害から復旧し、通知を受領できる状況となったことを確認した際には、速やかに通知すること。

(担当)

総務省自治行政局住民制度課

舘野、小泉、稲垣、森

TEL：03-5253-5517（直通）

FAX：03-5253-5592

事務連絡
平成28年4月22日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成28年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて

「平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その2)」(平成28年4月22日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以後更新された場合には当該更新された直近のもの。以下「医療課事務連絡」という。(別添))により、保険医療機関等における一部負担金、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る自己負担額(以下単に「一部負担金」という。)の支払いが困難な者の取扱いが示されたところであるが、保険者における一部負担金の取扱いについては下記のとおりであるので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内保険者に対する周知等よろしくお願いいたします。

また、医療課事務連絡の別紙1又は別紙2に記載されていない保険者であって、当該保険者の被保険者に熊本県に住所を有する被保険者がいるものにおかれては、当該被保険者の実情を踏まえ、被保険者が医療課事務連絡と同様に保険医療機関等における一部負担金の支払いを猶予できないかご検討をお願いいたします。

記

- 1 医療課事務連絡に基づき、保険医療機関等において一部負担金の支払いを猶予され、費用の10割を審査支払機関へ請求された診療報酬請求書に係る一部負担金については、国民健康保険にあっては「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」(昭和34年3月30日付け保発第21号厚生省保険局長通知)、後期高齢者医療制度にあっては「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」(平成20年3月24日付け保総発第0324005号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知)にかかわらず、被保険者からの申請を待つことなく保険者の判断により、免除することができることとする。
- 2 1に基づく一部負担金の免除額については、保険者(市町村及び後期高齢者医療広域連合に限る。)への特別調整交付金による財政支援を行う予定であること。
- 3 なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)に係る標準負担額の取扱いについては、現行どおりであること。

事務連絡
平成 28 年 4 月 22 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(その 2)

平成 28 年熊本地震による災害発生に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願ひしたい。

(平成 28 年 4 月 21 日付け事務連絡から、下線部分を修正するとともに、別紙 1 及び別紙 2 を更新)

記

1 に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 5 条及び第 5 条の 2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 4 条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和 58 年厚生省告示第 14 号)第 5 条及び第 5 条の 2 並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 13 条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成 28 年熊本地震に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村のうち別紙 1 に掲げる市町村の国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 5 条の被

保険者（市町村国保の被保険者）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者又は平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）の被保険者若しくは被扶養者（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）若しくは国民健康保険法第19条の被保険者（国民健康保険組合の被保険者）であって、別紙2に掲げる健康保険組合等の被保険者若しくは被扶養者であること。

(2) 平成28年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成28年7月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名）

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

別紙 1（市町村国保・後期高齢者医療）

熊本県内の全市町村

別紙2(被用者保険・国保組合)

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○全国健康保険協会

○九州の健康保険組合

	健保組合名	住所地
1	麻生	福:(福岡県)
2	小倉記念病院	福:(福岡県)
3	肥後銀行	熊:(熊本県)
4	熊本県自動車販売店	熊:(熊本県)
5	西部電気	熊:(熊本県)
6	平田機工	熊:(熊本県)
7	熊本銀行	熊:(熊本県)

○九州以外の健康保険組合(アルファベット順・50音順)

	健保組合名	住所地
1	ADEKA	東:(東京都)
2	CNCグループ	京:(京都府)
3	DOWA	東:(東京都)
4	GWA	東:(東京都)
5	ITホールディングスグループ	富:(富山県)
6	JUKI	東:(東京都)
7	NIPPO	東:(東京都)
8	NSD	東:(東京都)
9	SMBCコンシューマーファイナンス	東:(東京都)
10	TDK	東:(東京都)
11	UACJ	愛:(愛知県)
12	USEN	東:(東京都)
13	アイフル	京:(京都府)
14	あおみ建設	東:(東京都)
15	青山商事	広:(広島県)
16	アステラス	東:(東京都)
17	アプラス	東:(東京都)
18	アペックス	愛:(愛知県)
19	尼崎機械金属	兵:(兵庫県)
20	あらた	東:(東京都)
21	池田泉州銀行	大:(大阪府)
22	イノアック	愛:(愛知県)
23	岩手銀行	岩:(岩手県)
24	内田洋行	東:(東京都)
25	エーザイ	東:(東京都)
26	エスアールエルグループ	東:(東京都)
27	エヌ・ティ・ティ	東:(東京都)
28	エヌ・ティ・ティ・データ・ジェトロニクス	東:(東京都)
29	エルナー	神:(神奈川県)
30	大阪金属問屋	大:(大阪府)
31	大阪自転車	大:(大阪府)
32	大阪自動車整備	大:(大阪府)
33	大沢	東:(東京都)
34	オオゼキ	東:(東京都)
35	大塚製薬	徳:(徳島県)
36	沖縄電力	沖:(沖縄県)
37	カスミ	茨:(茨城県)
38	学研	東:(東京都)
39	神奈川県医療従事者	神:(神奈川県)
40	神奈川県自動車整備	神:(神奈川県)
41	神奈川県食品製造	神:(神奈川県)
42	神奈川県電設	神:(神奈川県)
43	神奈川県鉄鋼産業	神:(神奈川県)
44	カルビー	栃:(栃木県)
45	川崎重工業	兵:(兵庫県)
46	関西ペイント	兵:(兵庫県)
47	関東ITソフトウェア	東:(東京都)
48	近畿しんきん	京:(京都府)
49	近畿日本鉄道	大:(大阪府)
50	くろがね	大:(大阪府)
51	甲信越しんきん	野:(長野県)
52	神戸貿易	兵:(兵庫県)
53	興和	愛:(愛知県)
54	コカ・コーライーストジャパン	愛:(愛知県)
55	小島	愛:(愛知県)
56	国会議員秘書	東:(東京都)
57	佐藤工業	東:(東京都)
58	滋賀銀行	滋:(滋賀県)

59	滋賀県自動車	滋:(滋賀県)
60	静岡県中部機械工業	静:(静岡県)
61	静岡中央銀行	静:(静岡県)
62	資生堂	東:(東京都)
63	七十七銀行	城:(宮城県)
64	澁澤	東:(東京都)
65	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ	東:(東京都)
66	神栄	兵:(兵庫県)
67	神鋼商事	大:(大阪府)
68	新日鐵住金君津関連	千:(千葉県)
69	シンフォニアテクノロジー	三:(三重県)
70	スリーエムジャパン	神:(神奈川県)
71	西武	玉:(埼玉県)
72	セキスイ	大:(大阪府)
73	全国外食産業ジェフ	東:(東京都)
74	全日本理美容	東:(東京都)
75	象印マホービン	大:(大阪府)
76	ダイエー	東:(東京都)
77	ダイハツ	大:(大阪府)
78	ダイフク	大:(大阪府)
79	ダイヘン	大:(大阪府)
80	第四銀行	新:(新潟県)
81	大和証券グループ	東:(東京都)
82	タカラスタANDARD	大:(大阪府)
83	タカラベルモント	大:(大阪府)
84	タクマ	兵:(兵庫県)
85	武田薬品	大:(大阪府)
86	地域医療機能推進機構	東:(東京都)
87	千葉県医業	千:(千葉県)
88	千葉県トラック	千:(千葉県)
89	中国銀行	岡:(岡山県)
90	中部鋼鋳	愛:(愛知県)
91	通信機器産業	東:(東京都)
92	椿本チエイン	京:(京都府)
93	電子回路	東:(東京都)
94	電線工業	大:(大阪府)
95	天理よろづ相談所	奈:(奈良県)
96	東京応化工業	神:(神奈川県)
97	東京自動車教習所	東:(東京都)
98	東京女子医科大学	東:(東京都)
99	東京電子機械工業	東:(東京都)
100	東光高岳	東:(東京都)
101	東洋ゴム工業	大:(大阪府)
102	東糧	東:(東京都)
103	徳島銀行	徳:(徳島県)
104	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東:(東京都)
105	ドッドウェル	東:(東京都)
106	トッパングループ	東:(東京都)
107	トピー	東:(東京都)
108	トマト銀行	岡:(岡山県)
109	トヨタ自動車	愛:(愛知県)
110	トヨタ販売連合	愛:(愛知県)
111	名古屋銀行	愛:(愛知県)
112	日工	兵:(兵庫県)
113	日新製鋼	東:(東京都)
114	日新電機	京:(京都府)
115	ニトリ	東:(東京都)
116	日刊工業新聞社	東:(東京都)
117	日本高周波鋼業	富:(富山県)
118	日本情報機器	東:(東京都)
119	日本製鋼所	東:(東京都)

120	日本ピストンリング	玉:(埼玉県)
121	ニューオータニ	東:(東京都)
122	八十二銀行	野:(長野県)
123	阪急阪神	大:(大阪府)
124	ひかり	東:(東京都)
125	百五銀行	三:(三重県)
126	兵庫県運輸業	兵:(兵庫県)
127	広島ガス電鉄	広:(広島県)
128	福井県機械工業	井:(福井県)
129	不二サッシ	神:(神奈川県)
130	富士車輛	滋:(滋賀県)
131	双葉電子	千:(千葉県)
132	ブラザー	愛:(愛知県)
133	プラチナ万年筆	東:(東京都)
134	古野電気	兵:(兵庫県)
135	平和堂	滋:(滋賀県)
136	北海道医療	北:(北海道)
137	北海道銀行	北:(北海道)
138	北海道新聞社	北:(北海道)
139	堀場製作所	京:(京都府)
140	ホンダ	東:(東京都)
141	マスミュージュアル生命	東:(東京都)
142	丸八真綿	神:(神奈川県)
143	丸紅	東:(東京都)
144	丸紅連合	大:(大阪府)
145	巴川製紙所	静:(静岡県)
146	ミツウロコ	東:(東京都)
147	ミツバ	群:(群馬県)
148	三菱化学	東:(東京都)
149	三菱電機ビルテクノサービス	東:(東京都)
150	ミドリ安全	東:(東京都)
151	三保造船	静:(静岡県)
152	民間放送	東:(東京都)
153	持田製薬	東:(東京都)
154	山形銀行	形:(山形県)
155	ユーシーシー	兵:(兵庫県)
156	吉野工業所	東:(東京都)
157	リケンテクノス	東:(東京都)
158	ロツテ	東:(東京都)

事務連絡
平成 28 年 4 月 22 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(その 2)

平成 28 年熊本地震による災害発生に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願ひしたい。

(平成 28 年 4 月 21 日付け事務連絡から、下線部分を修正するとともに、別紙 1 及び別紙 2 を更新)

記

1 に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 5 条及び第 5 条の 2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 4 条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和 58 年厚生省告示第 14 号)第 5 条及び第 5 条の 2 並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 13 条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成 28 年熊本地震に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村のうち別紙 1 に掲げる市町村の国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 5 条の被

保険者（市町村国保の被保険者）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者又は平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）の被保険者若しくは被扶養者（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）若しくは国民健康保険法第19条の被保険者（国民健康保険組合の被保険者）であって、別紙2に掲げる健康保険組合等の被保険者若しくは被扶養者であること。

(2) 平成28年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成28年7月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名）

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

別紙 1（市町村国保・後期高齢者医療）

熊本県内の全市町村

別紙2(被用者保険・国保組合)

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○全国健康保険協会

○九州の健康保険組合

	健保組合名	住所地
1	麻生	福:(福岡県)
2	小倉記念病院	福:(福岡県)
3	肥後銀行	熊:(熊本県)
4	熊本県自動車販売店	熊:(熊本県)
5	西部電気	熊:(熊本県)
6	平田機工	熊:(熊本県)
7	熊本銀行	熊:(熊本県)

○九州以外の健康保険組合(アルファベット順・50音順)

	健保組合名	住所地
1	ADEKA	東:(東京都)
2	CNCグループ	京:(京都府)
3	DOWA	東:(東京都)
4	GWA	東:(東京都)
5	ITホールディングスグループ	富:(富山県)
6	JUKI	東:(東京都)
7	NIPPO	東:(東京都)
8	NSD	東:(東京都)
9	SMBCコンシューマーファイナンス	東:(東京都)
10	TDK	東:(東京都)
11	UACJ	愛:(愛知県)
12	USEN	東:(東京都)
13	アイフル	京:(京都府)
14	あおみ建設	東:(東京都)
15	青山商事	広:(広島県)
16	アステラス	東:(東京都)
17	アプラス	東:(東京都)
18	アペックス	愛:(愛知県)
19	尼崎機械金属	兵:(兵庫県)
20	あらた	東:(東京都)
21	池田泉州銀行	大:(大阪府)
22	イノアック	愛:(愛知県)
23	岩手銀行	岩:(岩手県)
24	内田洋行	東:(東京都)
25	エーザイ	東:(東京都)
26	エスアールエルグループ	東:(東京都)
27	エヌ・ティ・ティ	東:(東京都)
28	エヌ・ティ・ティ・データ・ジェトロニクス	東:(東京都)
29	エルナー	神:(神奈川県)
30	大阪金属問屋	大:(大阪府)
31	大阪自転車	大:(大阪府)
32	大阪自動車整備	大:(大阪府)
33	大沢	東:(東京都)
34	オオゼキ	東:(東京都)
35	大塚製薬	徳:(徳島県)
36	沖縄電力	沖:(沖縄県)
37	カスミ	茨:(茨城県)
38	学研	東:(東京都)
39	神奈川県医療従事者	神:(神奈川県)
40	神奈川県自動車整備	神:(神奈川県)
41	神奈川県食品製造	神:(神奈川県)
42	神奈川県電設	神:(神奈川県)
43	神奈川県鉄鋼産業	神:(神奈川県)
44	カルビー	栃:(栃木県)
45	川崎重工業	兵:(兵庫県)
46	関西ペイント	兵:(兵庫県)
47	関東ITソフトウェア	東:(東京都)
48	近畿しんきん	京:(京都府)
49	近畿日本鉄道	大:(大阪府)
50	くろがね	大:(大阪府)
51	甲信越しんきん	野:(長野県)
52	神戸貿易	兵:(兵庫県)
53	興和	愛:(愛知県)
54	コカ・コーライーストジャパン	愛:(愛知県)
55	小島	愛:(愛知県)
56	国会議員秘書	東:(東京都)
57	佐藤工業	東:(東京都)
58	滋賀銀行	滋:(滋賀県)

59	滋賀県自動車	滋:(滋賀県)
60	静岡県中部機械工業	静:(静岡県)
61	静岡中央銀行	静:(静岡県)
62	資生堂	東:(東京都)
63	七十七銀行	城:(宮城県)
64	澁澤	東:(東京都)
65	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ	東:(東京都)
66	神栄	兵:(兵庫県)
67	神鋼商事	大:(大阪府)
68	新日鐵住金君津関連	千:(千葉県)
69	シンフォニアテクノロジー	三:(三重県)
70	スリーエムジャパン	神:(神奈川県)
71	西武	玉:(埼玉県)
72	セキスイ	大:(大阪府)
73	全国外食産業ジェフ	東:(東京都)
74	全日本理美容	東:(東京都)
75	象印マホービン	大:(大阪府)
76	ダイエー	東:(東京都)
77	ダイハツ	大:(大阪府)
78	ダイフク	大:(大阪府)
79	ダイヘン	大:(大阪府)
80	第四銀行	新:(新潟県)
81	大和証券グループ	東:(東京都)
82	タカラスタンダード	大:(大阪府)
83	タカラベルモント	大:(大阪府)
84	タクマ	兵:(兵庫県)
85	武田薬品	大:(大阪府)
86	地域医療機能推進機構	東:(東京都)
87	千葉県医業	千:(千葉県)
88	千葉県トラック	千:(千葉県)
89	中国銀行	岡:(岡山県)
90	中部鋼鋳	愛:(愛知県)
91	通信機器産業	東:(東京都)
92	椿本チエイン	京:(京都府)
93	電子回路	東:(東京都)
94	電線工業	大:(大阪府)
95	天理よろづ相談所	奈:(奈良県)
96	東京応化工業	神:(神奈川県)
97	東京自動車教習所	東:(東京都)
98	東京女子医科大学	東:(東京都)
99	東京電子機械工業	東:(東京都)
100	東光高岳	東:(東京都)
101	東洋ゴム工業	大:(大阪府)
102	東糧	東:(東京都)
103	徳島銀行	徳:(徳島県)
104	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東:(東京都)
105	ドッドウェル	東:(東京都)
106	トッパングループ	東:(東京都)
107	トピー	東:(東京都)
108	トマト銀行	岡:(岡山県)
109	トヨタ自動車	愛:(愛知県)
110	トヨタ販売連合	愛:(愛知県)
111	名古屋銀行	愛:(愛知県)
112	日工	兵:(兵庫県)
113	日新製鋼	東:(東京都)
114	日新電機	京:(京都府)
115	ニトリ	東:(東京都)
116	日刊工業新聞社	東:(東京都)
117	日本高周波鋼業	富:(富山県)
118	日本情報機器	東:(東京都)
119	日本製鋼所	東:(東京都)

120	日本ピストンリング	玉:(埼玉県)
121	ニューオータニ	東:(東京都)
122	八十二銀行	野:(長野県)
123	阪急阪神	大:(大阪府)
124	ひかり	東:(東京都)
125	百五銀行	三:(三重県)
126	兵庫県運輸業	兵:(兵庫県)
127	広島ガス電鉄	広:(広島県)
128	福井県機械工業	井:(福井県)
129	不二サッシ	神:(神奈川県)
130	富士車輛	滋:(滋賀県)
131	双葉電子	千:(千葉県)
132	ブラザー	愛:(愛知県)
133	プラチナ万年筆	東:(東京都)
134	古野電気	兵:(兵庫県)
135	平和堂	滋:(滋賀県)
136	北海道医療	北:(北海道)
137	北海道銀行	北:(北海道)
138	北海道新聞社	北:(北海道)
139	堀場製作所	京:(京都府)
140	ホンダ	東:(東京都)
141	マスミューチュアル生命	東:(東京都)
142	丸八真綿	神:(神奈川県)
143	丸紅	東:(東京都)
144	丸紅連合	大:(大阪府)
145	巴川製紙所	静:(静岡県)
146	ミツウロコ	東:(東京都)
147	ミツバ	群:(群馬県)
148	三菱化学	東:(東京都)
149	三菱電機ビルテクノサービス	東:(東京都)
150	ミドリ安全	東:(東京都)
151	三保造船	静:(静岡県)
152	民間放送	東:(東京都)
153	持田製薬	東:(東京都)
154	山形銀行	形:(山形県)
155	ユーシーシー	兵:(兵庫県)
156	吉野工業所	東:(東京都)
157	リケンテクノス	東:(東京都)
158	ロツテ	東:(東京都)

事務連絡
平成28年4月14日

熊本県・熊本市障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

災害により被災した要援護障害者等への対応について

標記について、貴管内の市町村において、平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方の地震による被害に対し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたところです。ついては、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、管内市町村に対して周知を行う等、特段の配慮をお願いします。

事務連絡
平成 27 年 1 月 15 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課
障害福祉課
精神・障害保健課

災害により被災した要援護障害者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要援護障害者については、適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市区町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあっては、同内容について管内市区町村に対して周知を行う等、特段の配慮をお願いします。

記

1. 状況・実態の把握と対応について

災害により被災した市区町村においては、避難所での避難生活が必要となった要援護障害者、避難所に避難していない要援護障害者に対して、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び障害福祉サービス等の円滑な提供について、柔軟な対応をお願いします。

2. 障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受入れ

(1) 障害者支援施設等においては、空きスペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護障害者等を受け入れて差し支えありません。

また、障害者支援施設等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費について

は、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費の対象とします。

なお、障害者支援施設等において、一般の避難者を受け入れる場合も、できる限り要援護障害者等の処遇に支障が生ずることのないよう御留意下さい。

- (2) なお、避難先施設は、職員配置、設備等について、できる限り避難者及び避難先施設の入所者の支援に支障を来さないよう御留意下さい。

特に、やむを得ない事情により避難が長期化する場合、又は避難先施設が被災施設と種別が異なっており、かつ、指定基準を満たすことができない場合は、避難者及び避難先施設の入所者への適切な支援の確保を図るという観点から、避難者本人の意向等を勘案し、被災施設と同種別の他施設への再避難や地域生活への移行等を進めるよう配慮をお願いします。

3. 障害福祉サービス（施設入所支援を除く。）の利用者に係る取扱い

- (1) 居宅介護及び重度訪問介護については、避難所等の避難先を居宅とみなしてサービス提供して差し支えありません。

また、屋外の移動が困難な障害者に対する移動支援についても同様に避難所を居宅とみなすなど、被災地における地域生活支援事業の実施に当たっては、当該市区町村の判断で柔軟なサービス提供をお願いします。

- (2) 生活介護等日中活動サービス又は宿泊型自立訓練若しくは共同生活援助については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費等については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費等の対象とします。

また、利用者の利便性を考慮し、開所日・開所時間については、柔軟な対応をお願いします。

- (3) 被災時に短期入所を利用していた者に係る取扱いについては、避難が必要となった者の避難先及び利用定員を超過した場合の受入れなど、前記 2

の入所施設の取扱いと同様として差し支えありません。

なお、計画していた利用期間の終了に伴い、居宅に戻ることが原則ですが、戻るべき居宅も被災しており、引き続き入所をする必要がある場合には、障害者支援施設等による受入れを基本とし、必要に応じて引き続き短期入所の利用も可能とします。

4. 被災された障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について

避難所等に避難している障害者等の中には、補装具や日常生活用具が必要となる方も生じると考えられますので、必要な場合には耐用年数等の如何にかかわらず支給・給付して差し支えありません。

5. 被災された視聴覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について

被災された視覚障害者や聴覚障害者等に対しては、特に情報・意思疎通支援が何より重要となります。管内被災市区町村における避難状況等を踏まえ、点字や音声、文字等による災害情報等の提供、手話通訳者等の派遣などの情報・意思疎通支援について、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いします。

6. 利用者負担の減免について

(1) 被災のため障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援に必要な利用者負担をすることが困難な者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 31 条又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 11 若しくは同法第 24 条の 5 に基づき、市区町村又は都道府県の判断により、介護給付費等の支給割合を引き上げ、利用者負担を減免することができます。

(2) 自立支援医療については、平成 18 年 3 月 31 日付け障害保健福祉部長通知（障発 0331006 号）に基づき、被災した世帯所得勘案対象者の所得状況に応じた所得区分を適用することなど、適宜の方法により世帯所得勘案対象者の負担を軽減することができます。

(3) 補装具費については、平成 19 年 3 月 27 日付け障害保健福祉部長通知（障

発第 0327004 号) に基づき、被災した補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況の変化等に応じて補装具費の支給対象とすることや負担上限月額を適用することなど、適宜の方法により補装具費支給対象障害者等の負担を軽減することができます。

(4) 肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療については、平成 19 年 4 月 4 日付け障害保健福祉部長通知 (障発 0404002 号) に基づき、被災した給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況等に応じて、適宜の方法により給付決定保護者の負担を軽減することができます。

(5) 療養介護医療については、平成 19 年 4 月 4 日付け障害保健福祉部長通知 (障発 0404003 号) に基づき、被災した療養介護医療費支給対象障害者の所得状況等に応じて、適宜の方法により療養介護医療費支給対象障害者の負担を軽減することができます。

7. その他本件に関する疑義照会等については、担当課室まで御連絡をお願いします。